

《主 な も く じ》

●資産をめぐる税務

[問答式]

- シリーズ相続と贈与に関する税務 《教育資金の一括贈与の特例》
▼2023年3月末までの時限措置だった「教育資金の一括贈与の特例」が延長された 2
- シリーズ譲渡に関する税務 《交換差金》
▼相互に所有する不動産の価額が不動産鑑定士の評価額において20%を超える場合 3
- ◎読者からの緊急相談◎
▼相続放棄した代襲相続人の相続税法第18条の規定による相続税の2割加算の適用 6

□判・審判事例特報

贈与を受けた債券に係る償還額のうち当該債権（元本）に対する利息部分の額は、運用益に相当するものであり、非課税所得には該当しない 8

- ニュース
投信協／新NISAの対象投資信託／第2弾369本を発表 16

資産をめぐる税務

問答式

■ シリーズ相続と贈与に関する税務

《教育資金の一括贈与の特例》

2023年3月末までの時限措置だった「教育資金の一括贈与の特例」が延長された

◇ 質 問 ◇

2013年に創設された「教育資金の一括贈与の特例」は、2023年3月末までの時限的な措置でしたが、2023年3月まで延長されたと聞きました。

適用期限の延長以外にも、何か変更はあるのでしょうか。

(東京都・NYさん)

◇ 回 答 ◇

教育資金の一括贈与の特例とは、正式には「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度（以下、教育資金の贈与の特例）」という贈与の特例制度のことをいいます。

2013年4月1日から2023年3月31日までの間に、教育資金管理契約を締結する日において30歳未満の方が、教育資金に充てるため、金融機関等とのその教育資金管理契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など）から信託受益権を取得した場合、書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合には、その信託受益権又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、取扱金融機関の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより、受贈者の贈与税が非課税となります

ただし、信託受益権又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この非課税制度の適用を受けることができません（2019年4月1日以後に取得する信

託受益権又は金銭等に係る贈与税について適用されます)。

教育費は入学金、授業料のほか、学校の寮費、通学交通費、修学旅行代や給食費も含まれます。さらに500万円までは進学塾、水泳、英語、ピアノといった習い事にも適用されます。

適用となる受贈者は0～29歳。ただし、23歳以上は習い事代が非課税の対象外となります。

手続きは金融機関の窓口で行います。親や祖父母は贈与した資金の管理契約を金融機関と結び、子や孫名義の口座に一括で入金します。子や孫は教育資金の領収書や請求書を提出することで、贈与税非課税でお金を引き出せます(目的外の引き出しには贈与税がかかります)。子や孫が未成年の場合、親などの保護者が手続きを行います。

受贈者である子や孫が30歳になったときには教育資金口座にかかる契約は終了し、口座に残っていたお金は贈与税の対象となります。

また、契約期間中に贈与者である親や祖父母が死亡した場合、その時点の残額に対して相続税がかかることがあります(受贈者が23歳未満である場合や、学校などに在学中の場合は除く)。

この措置が暦年贈与や都度贈与と大きく異なるのは、事前に一括して贈与を受けることができるということ。銀行や信託銀行などと一定の契約(教育資金口座に係る契約)を締結して専用口座を開設し、受贈者が領収書等を提出することで教育資金をそこから引き出します。

2013年4月から2019年3月までの期間限定の制度として始まったものですが、これまで2回延長され、「2023年3月末日」までとな

っていました。それが、2023年度税制改正大綱において、さらに3年延長され「2026年3月末日」までとなりました。

教育資金贈与はここ数年で税制改正が度々行われており、拋出時期(贈与された時期)によって、贈与者死亡時における一定の管理残額の「相続財産への加算」や「相続税の2割加算」の対応が異なるためご注意ください。

2019年3月31日までに教育資金として拋出されていれば、一定の管理残額は相続財産に加算されず、相続税の2割加算も適用されません。ただし、2019年4月1日～2021年3月31日までに拋出した教育資金は、贈与者死亡前3年以内の拋出分に限り、一定の管理残額は相続財産へ加算されます。

そして、2021年4月1日以降に拋出した教育資金は、贈与者の死亡時期に関わらず、一定の管理残額は相続財産に加算され、さらに相続税も2割加算の対象となります(受贈者が被相続人の法定相続人である場合は2割加算の適用はありません)。

拋出時期によっては相続税の課税対象となるかもしれない「一定の管理残額」とは、教育資金として使いきれずに残った金額のことです。

ただし、贈与者の死亡時に受贈者が以下の条件に当てはまれば、拋出時期や贈与者の死亡時期に関わらず、一定の管理残額が相続財産へ加算されることはありません(相続税の2割加算も対象外です)。これは、拋出時期が2019年4月1日以降の「贈与者の死亡前3年以内のみ相続財産に加算あり」も、2021年4月1日以降の「贈与者の死亡時期に関わらず相続財産に加算あり」でも、同じ扱いとなります。

なお、贈与者の死亡時の相続税の課税価格が5億円を超える場合は、以下の条件に当てはまる場合であっても、拋出時期が2023年4月1日以降の一定の管理残額は、相続財産に加算されることになります。

相続財産に加算されないケース

贈与者の死亡時に

- ① 受贈者が23未満である場合
- ② 受贈者が学校などに在学している場合
- ③ 受贈者が職業訓練給付金の支給対象となる職業訓練を受講している場合

教育資金贈与における一定の管理残額は、「死亡日における非課税拋出額（贈与された金額）」から「教育資金支出額（金融機関が教育資金であると認めた金額）」を差し引いて計算をします。

ただし、先述したとおり、拋出時期によって管理残額が相続財産として加算されるか否かが異なりますので、実際の管理残額の計算方法は、以下のとおり複雑になります。

（算式）

$$(A - B) \times C / D$$

上記算式中の「A」、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次によります。

- A：贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る非課税拋出額
- B：贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る教育資金支出額
- C：死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等(※)のうち、「教育資金の非課税」の特例の適用を受け、贈与者の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額
- D：贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る非課税拋出額

(※) 次の信託受益権又は金銭等は含みません。

- ① 2019年3月31日以前に取得をしたもの
- ② 2019年4月1日から2021年3月31日までの間に取得をしたもののうち、その贈与者の死亡前3年以内に取得をしたものでないもの

なお、贈与者の死亡日における管理残額がわからない場合は、取扱金融機関の営業所等でご確認できます。

教育資金贈与は、受贈者が30歳に達するなど年齢による理由や、受贈者の死亡などにより終了します。受贈者の死亡以外の理由で教育資金贈与が終了した場合は、拋出額から教育資金支出額を控除（管理残額がある場合には、管理残額も控除します）した残額は契約が終了した年の贈与税の課税対象になります。

残額のうち拋出時期が2023年4月1日以降の部分は、直系尊属からの贈与でも一般税率で贈与税が課税されることになります。

なお、受贈者の死亡により教育資金贈与が終了した場合は、残額に贈与税は課税されません。

参照条文等＝措法70の2の2、措令40の4の3、措規23の5の3、平31改正法附則79、令3改正法附則75、令3改正措令附則29、平25年3月30日文科科学省告示第68号、平成25年3月30日文科科学省・厚生労働省告示第1号

保証債務履行のため所有期間の異なる資産を譲渡した場合の譲渡所得金額の計算

◇質 問◇

私は、兄の借入金の連帯保証人になっていましたが、兄の事業が不況により倒産したため、4,500万円の保証債務を履行しなければならなくなり、担保に入っていた土地を2023年1月に9,000万円で譲渡しました。兄自身は、資力喪失の状態であるため、同人に対する求償権は、全額行使できません。

私が譲渡した土地は、父から1995年に相続したものと2019年に買い増したものです。このような場合の譲渡所得の金額の計算はどのようになるのでしょうか。

	相続した土地	買い増した土地
・ 譲渡価額	6,000万円	3,000万円
・ 取得費	300万円	2,000万円
・ 譲渡費用	200万円	100万円
(東京都・S Y氏)		

◆回 答◆

保証債務を履行するため資産を譲渡した場合において、その履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったときは、その行使することができないこととなった金額に対応する部分の金額は、その旨の申告をしますと、譲渡所得の金額の計算上譲渡がなかったものとみなされます。

ただし、保証債務の履行に伴う求償権の全部や一部を行使することができない場合であっても、その債務の保証をする時において、既に主たる債務者がその債務を返済する資力を喪失しているときは、形式的に債務を保証していても、実質的には債務の引き受けや贈与と認められますので、この特例は適用されません。

ご質問の場合のように、保証債務を履行するために2以上の資産を一括して譲渡した場合において、譲渡所得の金額の計算上なかったものとされる求償権の行使不能額がいずれの資産の譲渡収入金額について生じたものであるか明らかでないときは、その求償権の行使不能額を、その譲渡した資産ごとの収入金額の比によってあん分することになります。ただし、2以上の資産を譲渡し、それらの資産の中に税負担の重いものと軽いものがある場合（例えば、措置法第31条の2の適用のある土地と一般の土地とがある場合など）には、譲渡所得の計算上なかったものとされる金額は、あん分計算によらず、納税者の有利な

方の所得（税負担の重い方の所得）について
まず発生したものとして計算をして申告する
ことも認められています。

しかし、その選択は、あくまで資産ごとの
選択にとどまり、各資産の譲渡収入金額の一
部について適宜選択することはできません。

ご質問の2以上の譲渡資産がある場合の譲
渡所得金額の計算は、次のようになるものと
考えます。

参照条文＝所法64②、所基通64－3の4、
所令180②

(1) 保証債務額（求償権行使不能額）の配分

イ 短期保有資産の土地（2019年に買い増した土地）の収入金額に係る求償権行使不能額

$$\begin{array}{l} \text{(請求権行使不能額)} \\ 4,500\text{万円} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(短期保有資産の収入金額)} \\ 3,000\text{万円} \end{array}}{\begin{array}{l} 3,000\text{万円} + 6,000\text{万円} \\ \text{(短期保有資産)} \quad \text{(長期保有資産)} \\ \text{の収入金額} \quad \text{の収入金額} \end{array}} = 1,500\text{万円}$$

ロ 長期保有資産の土地（相続した土地）の収入金額に係る求償権行使不能額

$$\begin{array}{l} \text{(請求権行使不能額)} \\ 4,500\text{万円} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(長期保有資産の収入金額)} \\ 6,000\text{万円} \end{array}}{\begin{array}{l} 3,000\text{万円} + 6,000\text{万円} \end{array}} = 3,000\text{万円}$$

(注) 上記イ及びロの金額は、譲渡所得の金額の計算上なかったもの
とみなされる金額です。

(2) 譲渡所得金額の計算

イ 短期保有資産の譲渡所得

$$\begin{array}{l} \text{(譲渡価額)} \\ 3,000\text{万円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(取得費＋譲渡費用)} \\ 2,100\text{万円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(短期譲渡所得金額)} \\ 900\text{万円} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{(短期譲渡所得金額)} \\ 900\text{万円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(なかったものと} \\ \text{みなされる金額)} \\ 1,500\text{万円} \end{array} = \triangle 600\text{万円} \rightarrow 0$$

(注) 計算上赤字の場合には、短期譲渡所得は0となり長期譲渡所得から
差し引かれることになります。

ロ 長期保有資産の譲渡所得

$$\begin{array}{l} \text{(譲渡価額)} \\ 6,000\text{万円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(取得費＋譲渡費用)} \\ 500\text{万円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(64条適用前の金額)} \\ 5,500\text{万円} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{(64条適用前の金額)} \\ 5,500\text{万円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(なかったものと} \\ \text{みなされる金額)} \\ 3,000\text{万円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(上記イの赤字)} \\ 600\text{万円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(長期譲渡所得金額)} \\ 1,900\text{万円} \end{array}$$

◎読者からの緊急相談◎

相続放棄した代襲相続人の 相続税法第18条の規定によ る相続税の2割加算の適用

◇質問◇

被相続人の子である父は、相続開始の日以前に死亡しており、父の子である私が代襲相続人となりました。私は相続の放棄をしています。被相続人から遺贈を受けた財産がありますので、相続税の申告をしなければなりません。

この場合、私には相続税法第18条の規定による相続税額の2割加算が適用されますか。

(東京都・NM氏)

◆回答◆

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫（直系卑属）を含みます）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額にその相続税の2割に相当する金額が加算されます。

(注) 相続時精算課税適用者が相続開始の時

において被相続人の一親等の血族に該当しない場合であっても、相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した時において被相続人の一親等の血族であったときは、その財産に対応する一定の相続税額については加算の対象になりません。

上述したように、相続税額の2割加算が適用されるのは、相続又は遺贈等（死因贈与を含みます）により財産を取得した者が、その相続又は遺贈等に係る被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者である場合です。この場合、被相続人の一親等の血族の中には、その被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったために相続人となったその者の直系卑属である代襲相続人も含まれます。

また、平成15年4月1日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、この被相続人の一親等の血族には、被相続人の直系卑属がその被相続人の養子となっている場合を含みません（代襲相続人である場合を除きます）。

ところで、相続放棄をした代襲相続人は相続人ではなくなり、一親等の血族でもありませんから、相続税法第18条の規定による相続税額の2割加算が行われず。

したがって、ご質問の場合、あなたには相続税法第18条の規定による相続税額の2割加算の適用があるものと考えます。

参照条文＝相法18①②、21の15、

相基通18－5

■判・審判事例特報

贈与を受けた債券に係る償還額のうち
当該債券（元本）に対する利息部分の
額は、運用益に相当するものであり、
非課税所得には該当しない

----- 棄却 -----

〔国税不服審判所＝平成24年12月3日
・裁決〕

問 題 《事 実》

相続、遺贈又は贈与により取得するもの
に該当し、非課税所得であるか否か

(1) 事案の概要

審査請求人（以下、請求人という）が、請求人の父から贈与を受けた外国法人が発行する債券に係る第1回目の償還額のうち、当該債券に係る償還予定表において利息相当額とされる部分を雑所得として所得税の確定申告を行い、併せて、当該債券に係る贈与税及び所得税の課税関係は、年金受給権に関する相続税と所得税の二重課税についての最高裁判所判決（平成22年7月6日第三小法廷判決・

民集64巻5号1277頁。以下、本件最高裁判決という）の射程に含まれるものであり、同判決の内容に沿った課税処理がなされるべきであるから、当該利息相当額は、その一部が所得税法（平成22年法律第6号による改正前のもの。以下同じ）第9条《非課税所得》第1項第15号に規定する非課税所得に該当するとして更正の請求をしたのに対し、原処分庁が、更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたことから、請求人がその全部の取消しを求めた。

(2) 関係法令等の要旨

イ 所得税法第9条第1項は、同項各号に掲げる所得については所得税を課さない旨規定し、その第15号において、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む）を掲げている。

ロ 所得税法第23条《利子所得》第1項は、利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいう旨規定している。

ハ 相続税法（平成22年法律第6号による改正前のもの。以下同じ）第22条《評価の原則》は、同法第3章《財産の評価》で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時点における時価による旨規定している。

ニ 相続税法第24条《定期金に関する権利の評価》第1項第1号は、定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額につき、有期定期金については、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき給付金額の総額に、次の割合を乗じて計算した金額である旨規定している。

残存期間が5年以下のもの 100分の70
残存期間が5年を超え10年以下のもの

100分の60
残存期間が10年を超え15年以下のもの

100分の50
残存期間が15年を超え25年以下のもの

100分の40
残存期間が25年を超え35年以下のもの

100分の30
残存期間が35年を超えるもの

100分の20

ホ 相続税法基本通達24-1《「定期金給付契約に関する権利」の意義》は、相続税法第24条に規定する「定期金給付契約に関する

権利」とは、契約によりある期間定期的に金銭その他の給付を受けることを目的とする債権をいい、毎期に受ける支分債権ではなく、基本債権をいうのであるから留意する旨定めている。

ヘ 財産評価基本通達（以下、評価通達という）197-4《元利均等償還が行われる公社債の評価》は、元利均等償還が行われる公社債の価額は、相続税法第24条第1項第1号の規定を準用して計算した金額によって評価する旨定めている。

(3) 基礎事実

以下の事実、請求人と原処分庁との間に争いがなく、審判所の調査の結果によってもその事実が認められる。

イ 請求人の父Eは、平成13年12月12日付で、F社との間で、父Eを委託者兼受益者、F社を受託者とする信託契約を締結し、同契約によってG Trust（以下、本件G信託という）を設定した。その後、本件G信託の受託者は、F社から、H社を経て、平成19年にJ社に変更となった。

ロ 請求人は、平成19年8月9日付で、同年6月にg諸島h島に設立されたK社との間で、請求人を委託者兼受益者、K社を受託者とする信託契約を締結し、同契約によってL（以下、本件信託という）を設定した。

ハ 平成20年12月16日、父Eは、J社に対し、本件G信託の信託財産を原資として、M社の発行する平成57年を満期とする2件のEuro Notes（債券）を購入し、請求人及び請求人の子3名にそれぞれ贈与するよう指示をした。

ニ 平成20年12月23日、M社は同年7月4日付で同社が作成したEuro Note Programmeに基づき、上記ハの2件のEuro Notes（債券）のうち父Eから請求人に贈与される債券（以下、本件債券という）の条件等の詳細を定めたFinal Terms（以下、本件最終合意書という）を作成した。本件最終合意書による本件債券の条件等は、要旨次のとおりである。

- (イ) 発行者 M社（取扱窓口はi支店）
- (ロ) 通貨単位：日本円
- (ハ) 額面金額：100,000円
- (ニ) 発行債券数：〇〇〇〇枚
- (ホ) 額面金額合計：〇〇〇〇円
- (ヘ) 発行日：平成20年12月23日
- (ト) 満期日：平成57年12月23日
- (チ) 償還日：平成21年6月23日以降、満期日までの毎年6月23日と12月23日
- (リ) 償還額：償還予定表に従い、債券1単位につき、元利合計2,302円が各償還日に支払われる（以下、当該償還予定表を本件償還予定表という）。

ホ 平成20年12月23日、M社は本件最終合意書に基づき、額面金額合計〇〇〇〇円分の本件債券を発行し、同月24日、当該債券はN社に開設された、同年7月にg諸島h島に本件信託の資金により設立されたP社名義の保管口座（以下、P社保管口座という）に預託された。なお、平成20年12月23日、M社は請求人と同じく、父Eから請求人の子3名に対して贈与される債券（額面金額合計〇〇〇〇円）を発行し、同月24日、当該債券は同じくN社に開設された別の保管口座に預託された。

ヘ 平成20年12月24日、J社は、上記ホの本件債券及び請求人の子3名に贈与される債

券の購入代金として、本件G信託の資金から合計〇〇〇〇円をユーロクリアを通じてM社に支払った。

ト 請求人は、平成21年3月16日、D税務署長に対し、平成20年12月24日に父Eから本件債券の贈与を受けたとして、取得した財産の種類を「Annuity Bonds 年金債権」、細目を「元利均等償還が行われる公社債」、利用区分・銘柄を「定期金に関する権利」、財産の価額を〇〇〇〇円等と記載した平成20年分の贈与税の申告書を提出した。

なお、請求人は、当該贈与税の申告に際し、上記財産の価額（本件債券の評価額）を評価通達197-4の定めに基づき、相続税法第24条第1項第1号の規定を準用して、本件債券に係る償還予定額の総額〇〇〇〇円（2,302円×〇〇〇〇枚×74回）に100分の20を乗じて計算した。

チ 平成21年6月24日、本件償還予定表に基づき、M社i支店から、本件債券に係る第1回目の償還額として、元本の償還額とされている金員〇〇〇〇円及び利息とされている金員〇〇〇〇円（以下、当該利息とされている金員を本件金員という）がそれぞれP社保管口座に送金された。

リ 平成21年6月26日、第1回目の償還額〇〇〇〇円（以下、本件償還額という）が、P社保管口座から本件信託の受託者であるK社に送金された。

ヌ その後、請求人は、平成21年8月22日、アメリカ合衆国に出国した。

ル 請求人は、平成22年7月16日、平成21年分の所得税について、本件金員を雑所得の金額として確定申告をしたが、併せて、同

日、請求人が確定申告をした本件金員の一部は、本件最高裁判決と同様に非課税所得である旨を理由として本件更正請求をした。

なお、本件最高裁判決の要旨は、次のとおりである。

本件最高裁判決の要旨

最高裁判所は、平成20年（行ヒ）第16号所得税更正処分取消請求事件に係る平成22年7月6日第三小法廷判決（民集64巻5号1277頁）において、要旨次のとおり判示した。

- 1 所得税法第9条《非課税所得》第1項柱書の規定によれば、同項第15号にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時ににおける価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。
- 2 年金払特約付きの生命保険契約に基づき、被相続人の死亡により相続人が年金の方法により支払を受ける場合の保険金とは、基本債権としての年金受給権を指し、これは、相続税法第24条《定期金に関する権利の評価》第1項所定の定期給付金契約に関する権利に当たるものと解されるから、年金の方法により支払を受ける上記保険金（年金受給権）のうち有期定期金債権に当たるも

のについては、同項第1号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の時ににおける価（同法第22条）、すなわち、将来にわたって受けるべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と上記残存期間に受けべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものといふことができ、所得税法第9条第1項第15号の規定により所得税の課税対象とならないものといふべきである。

- 3 （訴訟当事者である）相続人は、相続人を保険金受取人とする年金払特約付きの生命保険契約を締結し、保険料を負担していた被相続人の死亡により、当該契約に基づく特約年金として、当該死亡の年から10年間にわたり、毎年、死亡日と同じ日に一定の額の金員を受け取る権利（年金受給権）を取得し、死亡日を支給日とする第1回目の特約年金の支払を受けたところ、当該年金受給権は、年金の方法により支払を受ける保険金のうちの有期定期金債権に当たり、また、当該支払を受けた特約年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。そうすると、当該年金の額は、全て所得税の課税対象とならないから、これに対して

所得税を課することは許されないものといふべきである。

(4) 争点

本件金員のうち請求人が主張する部分は、所得税法第9条第1項第15号に規定する「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」に該当し、非課税所得であるか否か。

請求人の主張

本件債券の贈与は、有期定期金債権の贈与に当たり最高裁判決の射程が及ぶ

- (1) 本件債券の贈与は、まさしく相続税法第24条により評価される有期定期金債権の贈与に当たり、また、本件最高裁判決に関する「最高裁判決研究会」の平成22年10月22日付報告書において「同判決は、同条によって評価がなされる相続財産を直接の射程としているものと考えられる」と結論付けていることからすれば、本件債券及び本件債券に係る第1回目の償還金である本件償還額についても、本件最高裁判決の射程が及ぶとするのが相当であり、同判決の場合と同様の課税処理がなされるべきである。
- (2) そして、本件償還額のうち本件債券の取得時における現在価値に相当する部分は、本件最高裁判決がいう「相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもの」ということができ、所得税法第9条第1項第15号の規定により所得税の課税対象とならないものといふべきである。そこで、請求人が本件最高裁判決と同様に本件償還額〇〇〇〇円のうち、本件債券の取得時における現在

価値に相当する部分を、その取得の日の属する平成20年分における国税庁公表の基準年利率による複利現価率(0.995)を用いて計算すると、〇〇〇〇円となる。

そうすると、本件償還額との差額の〇〇〇〇円が、本件最高裁判決にいう第1回目の所得税の課税対象となる「運用益」となるから、請求人が申告した本件金員〇〇〇〇〇円のうち上記差額〇〇〇〇円を超える部分の金額〇〇〇〇円は、非課税所得に該当する。

なお、原処分庁が「運用益」であって非課税所得には該当しないものと主張する本件金員〇〇〇〇円は、本件債券の元本総額全体に対する運用益であり、本件最高裁判決がいう運用益には該当しない。

原処分庁の主張

本件債券は、所得税法第2条《定義》第1項第9号に規定する社債に該当

- (1) 本件債券は、所得税法第2条《定義》第1項第9号に規定する社債に該当し、本件償還予定表によれば、1単位当たりの償還額2,302円のうち利息部分が第1回目の1,580.58円から順次逡減する一方、元本償還部分が第1回目の721.42円から順次逡増するという設計の金融商品であり、本件最高裁判決が「運用益」という概念を用いて相続時に現在価値に相当する部分(元本)とその他の部分(運用益)とに分ける必要があるとした年金払特約付きの生命保険契約とは、その設計が異なるものであるから、本件最高裁判決の射程が及ぶものではない。

(2) 本件債券は、外国法人であるM社が発行した債務証券であり、本件償還予定表のとおり償還されるものであることから所得税法上社債に該当するところ、本件債券から生じた本件償還額〇〇〇〇円は、当該償還予定表のとおり、元本〇〇〇〇円及び利息である本件金員〇〇〇〇円で構成されているから、本件債券から生じた本件金員は、利子所得に該当する。

そして、本件最高裁判決の判示からすると、「元本」部分は所得税法第9条第1項第15号の規定により所得税の課税対象とならず、「運用益」部分のみが課税対象となるものであるから、当該判決の解釈に照らしても、「運用益」部分に該当する利子部分である本件金員は、その全部が同号に規定する非課税所得には該当しない。

■ 結 論

《 裁 決 》

本件債券はM社が発行した債券であり、「社債」に該当するものと認められる

(1) 法令解釈等

イ 相続税法第22条に規定する「財産の価額」の評価方法については、評価通達において、財産評価の一般的基準が定められており、課税実務においては、同通達によって評価することが著しく不相当と認められる場合を除き、これにより定められた画一的な評価方法によって財産の時価を評価するものとしている。そして、公社債の価額の評価については、評価通達197《評価単位》において、①利付公社債、②割引発行の公社債、③元利均等償還が行われる公社債及び

④転換社債型新株予約権付社債に区分してそれぞれ評価することとされ、このうち③元利均等償還が行われる公社債については、評価通達197-4において、相続税法第24条第1項第1号（有期定期金の法定評価）の規定を準用して計算した金額によって評価する旨定められている。これは、上記③の元利均等償還が行われる公社債が、債券の満期日前に元本の一部に相当する一定額（元本の償還額）を一定の償還日ごとに順次償還し、各償還日ごとの元本の償還額とその償還前の元本の残額に対応して発生する利息との合計額を均等にして償還する内容のものであるから、いわゆる年金保険契約に係る年金受給権のように、契約により、単に、ある期間定期的に金銭の給付を受けることを目的とする内容の権利たる「定期金給付契約に関する権利」に該当するものではないが、定期金給付契約に関する権利のうち、同号に規定する有期定期金に関する権利と、ある期間定期的に金銭の給付を受けるという形態において類似するため、これと同様の方法で、相続税法第22条に規定する「財産の価額」を評価することを許容したものと解される。

ロ 本件最高裁判決は、相続人が、相続人を保険金受取人とする年金払特約付きの生命保険契約に基づく特約年金として、被相続人の死亡の年から10年間にわたり、毎年、死亡日と同じ日に一定の額の金員を受け取る権利（年金受給権）を取得し、死亡日を支給日とする第1回目の特約年金の支払を受けたという内容の事件において、相続税法第24条第1項第1号の規定に基づき計算した金額が年金受給権（定期金給付契約に関する権利）の価額として相続税（又は贈与税）の課税対象となるが、この価額は、

当該年金受給権（定期金給付契約に関する権利）の取得の時の時価、すなわち将来にわたって受けるべき年金（各定期金）の金額を当該年金受給権（定期金給付契約に関する権利）の取得の時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と残存期間に受けるべき年金（各定期金）の総額との差額は、当該年金（各定期金）の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解されるとし、これらの年金（各定期金）の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税（又は贈与税）の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、所得税法第9条第1項第15号の規定により所得税の課税対象とならないものというべきである旨判示した（上記「本件最高裁判決の要旨」参照）。

この本件最高裁判決は、上記年金受給権に基づく各年金は、当該年金受給権の取得の時の現在価値に引き直した金額と当該現在価値を元本とした場合の運用益からなるものと解している。

そして、本件最高裁判決が、所得税の課税対象としているのは、当該運用益に相当する部分であると解される。

(2) 当てはめ

イ 本件債券は、上記《基礎事実》のイないしへのとおり、父Eの信託財産を原資とし、M社が作成した本件最終合意書に基づき、額面金額100,000円、発行債券数〇〇〇〇枚、発行日を平成20年12月23日、平成57年12月23日を満期日とし、償還日を発行日の半年後から年2回（延べ74回）、元利均等の方法で償還することなどを内容として、M社が発行した債券であり、所得税法上「社

債」に該当するものと認められる。

そして、本件債券は、本件最終合意書及び本件償還予定表においては、第1回目の償還から最終回の償還まで、各償還日に償還される元本の一部と、それに併せて支払われる当該各償還前の元本残高に対応して発生する利息及び元本残高等が、発行時にあらかじめ明確に区分されているものであり、それらの金額は、本件債券が元利均等償還を行うため、債券1単位当たりの償還額2,302円のうち、元本部分の金額が各償還日ごとに順次通増する一方、利息部分の金額が順次通減するように組成されている。

ロ ところで、私法上の契約は、私的自治ないし契約自由の原則上、契約の内容等につき、公序良俗に反したり、不当な目的を実現するために濫用されるような特別の事情がある場合を除き、当事者の自由な意思に委ねられているところ、所得金額を算定するに当たっても、原則として、当事者の自由な意思によって成立した契約内容等を前提として、これを行うのが相当であるところ、本件債券及び本件償還額については、前記特別の事情は認められないことから、本件最終合意書及び本件償還予定表を前提に所得金額を計算すべきである。

ハ してみると、本件最高裁判決における年金受給権と本件債券とは、上記(1)のイのとおり、ある期間定期的に金銭の給付を受けるという形態は類似するものの、①当該年金受給権は「定期金給付契約に関する権利」に該当するものであるのに対し、本件債券は「社債」に該当するものであり「定期金給付契約に関する権利」には該当しないものであること、及び②当該年金受給権は元本部分と運用益部分とが区分されてい

ないものであるのに対し、本件債券の各償還額は元本部分と利息（運用益）部分とが約定において明確に区分されているものであることからすれば、その権利の性質・内容が明らかに異なるものというべきである。

ニ そうすると、本件は、本件最高裁判決と事案を異にするものであり、本件債券及び本件償還額について、本件最高裁判決が示した当該年金受給権の解釈、すなわち、年金受給権に基づく各年金支給額のうち相続税（又は贈与税）の課税対象となる年金受給権の現在価値に相当する部分が所得税の課税対象とならないとした解釈をそのまま当てはめて、本件最高裁判決の示した課税関係と同様の課税処理をするのは相当ではない。

ホ 以上を踏まえ、本件金員の課税関係を検討すると、本件債券は、上記イのとおり、第1回目の償還日から最終回の償還日までの各元本の償還額及び各利息額等が、あらかじめ元利均等償還となるように組成され、発行時に本件償還予定表によってそれらの各金額を明示した金融商品であるから、第1回目の償還額である本件償還額に係る本件金員は、本件債券（元本）に対する利息であり、本件最高裁判決がいう運用益に相当するものであるから、非課税所得に該当しない。

ヘ 請求人は、本件債券及び本件償還額について、本件最高裁判決の射程が及ぶとするのが相当であり、同最高裁判決の場合と同様の課税処理がなされるべきである旨主張して、本件金員のうち独自に計算した金額を超える部分の金額は、非課税所得に該当する旨主張するが、本件償還額及び本件金

員が所得税の課税対象となるか否かについての判断は、上記イないしホで示したとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

(3) 本件通知処分について

以上のとおり、本件金員について非課税所得となる部分はない。なお、請求人は、本件金員を平成21年分の雑所得の金額として申告しているが、本件金員は、所得税法第23条の規定により利子所得に該当するものである。しかしながら、本件金員の所得区分を是正しても、請求人が申告した平成21年分の総所得金額及び納付すべき税額に変更はない。

したがって、本件更正請求は、国税通則法第23条《更正の請求》第1項第1号に規定する要件を満たさないから、本件更正請求に対して原処分庁が行った本件通知処分は、適法である。

(4) その他

原処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不相当とする理由は認められない。

参照条文等

- ・所得税法（平成22年法律第6号による改正前のもの）第9条第1項第15号、
- ・相続税法（平成22年法律第6号による改正前のもの）第24条、
- ・財産評価基本通達197-4、
- ・最高裁平成22年7月6日第三小法廷判決（民集64巻5号1277頁）

新NISAの対象投資信託 第2弾369本を発表

投資信託協会は、来年1月に始まる新たな「NISA（少額投資非課税制度）」の対象となる投資信託の第2弾を発表した。対象に369本追加し、6月発表の第1弾と合わせて計1,364本となった。

NISAは投信や株式の売買で得た利益について、通常約20%かかる税金が一定の投資額までかからない制度だ。今回追加したのは、新NISAのうち、投信や株式に投資できる「成長投資枠」（非課税の投資上限年間240万円）向けで、年末までに対象を計2,000本程度まで増やす。

新NISAで毎月投信に積み立てる「つみたて投資枠」（同120万円）は、現行の「つみたてNISA」と同じ投信200本超が対象になる見通しだ。

対象投信は、投資信託協会のウェブサイト (<https://www.toushin.or.jp>) で公開している。

景気判断 3地域「上げ」

日銀は夏の支店長会議を開き、全国を9地域に分けて景気動向を分析した「地域経済報告（さくらリポート）」を取りまとめた。景気判断は、東海、中国、九州・沖縄の3地域で上方修正。6地域は据え置いた。コロナ禍

からの経済正常化に伴って個人消費の回復の動きが広がった。

日銀は、依然として資源高の影響などがあるとしつつも、「すべての地域で景気は持ち直し、または緩やかに回復している」と指摘した。

個人消費は関東甲信越や九州・沖縄など5地域で判断を引き上げた。4地域は据え置いた。新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが「5類」に移行し、サービス業を中心に消費が拡大。インバウンド（訪日客）需要が好調だったことも追い風になった。

ただ、生活必需品の値上げに伴う消費者の節約志向の高まりに加え、飲食・宿泊などサービス業では、人手不足による需要の取りこぼし懸念も台頭している。

消費の先行きについて、中島健至大阪支店長は記者会見で「雇用・所得環境の改善が寄与しているが、物価上昇が現在の基調に影響を及ぼさないか注意深く点検する必要がある」と強調した。

